

政府より前回会議の宿題返し

⑧ 学校内での抗原検査について、法的にどう位置付けられているのか、法的根拠を示して下さい。

- 厚生労働省によれば、国が幼稚園、小学校、中学校に対して配布する抗原検査キットを使用して実施する検査は、感染症法上の行政検査ではありません。

【初等中等教育局 健康教育・食育課 03-6734-4950】

⑪ 小学生に対する鼻腔での抗原簡易検査はやめるべきとの医師の声もあります。早急に中止を決断すべきですが、文科省の見解を回答して下さい。

○小中学校等への児童生徒への使用については、登校後体調が悪くなった場合はすぐに帰宅させ医療機関の受診を指導するという原則を徹底することとしています。

○その上で、直ちに医療機関を受診できない場合などの際の補完的な対応として使用することを考えており、抗原簡易キットの使用対象から小中学生を除くことは考えておりません。

【初等中等教育局 健康教育・食育課 03-6734-4950】

② 厚労省と文科省は、教職員のワクチン優先接種の実施を自治体に呼び掛けるべきではないか、回答してください。今の教職員のワクチン接種率で十分と考えているか、回答してください。小・中学校・高校の学校再開に際し、学校における子どもや教員などへの感染防止対策について説明して下さい。

- ワクチン接種率については、文部科学省において教職員の接種率を把握していないため、十分かどうか回答できませんが、希望する教職員についてのワクチン接種が進むよう、文部科学省においては、
- ① 教育委員会等が大学拠点接種会場での接種を希望する場合には、供給されたワクチンを有効に活用するよう改めて各大学等に協力を求めたほか、
 - ② 大規模接種会場等における教職員のワクチン接種について、保健福祉部局とも連携して特段の配慮を頂きたいことを教育委員会等にお願いしております。

【初等中等教育局 健康教育・食育課 03-6734-4950】

②④ 鼻腔の抗原検査ではなく、なぜ唾液PCR検査を行わないのか、回答して下さい。

- 発熱等の風邪症状がある場合には、登校せずに自宅で休養することを徹底することとしており、登校後に体調の変調を来した場合は、保護者に連絡の上、すみやかに帰宅させ、医療機関を受診するよう促すことを原則としております。医療機関を受診し、必要と判断された場合、PCR検査を行うこととなると考えています。
- 抗原検査キットは、その上で、すぐに帰宅することが困難な場合や地域の実情により医療機関を直ちに受診できない場合等における補完的な対応として、使用することを想定しているものになります。
- 児童生徒及び教職員については、発熱等の風邪の症状がある場合には、登校・出勤せずに自宅で休養することを徹底することとしており、出勤後に体調の変調を来した場合は、速やかに帰宅させ、医療機関を受診するよう促すことを原則としています。

【初等中等教育局 健康教育・食育課 03-6734-4950】

②⑤ 小学4年生以上に対する鼻腔での抗原簡易検査について、実際に2,30名程度で事前に試したのか、回答してください。

○事前に試してはおりません。

【初等中等教育局 健康教育・食育課 03-6734-4950】